

赤十字講習会開催にかかる留意事項

(令和5年5月26日現在)

日本赤十字社秋田県支部 作成

1 実施における要件

実施する際は、以下の項目に留意くださいますようお願いいたします。

(1) 環境に関すること

- ・屋内では、換気機能付きの空調機の利用や窓・ドアを開けることにより、常時またはこまめな換気（1時間に2回以上、かつ、1回に5分間以上）が行われるように努める。
- ・受講者及びスタッフには、石けんと流水による手洗いまたはアルコール消毒液による手指消毒を行うように努める。

(2) 内容に関すること

各講習共通として、以下の実技等は実施できません。

- ・人工呼吸（呼気吹き込み法）

2 受講者に関すること

参加される方は、以下の項目を遵守くださいますようお願いいたします。

(1) 以下の条件に該当する場合は受講できません。

- ・現在、発熱や体調不良等がみられる。
- ・過去10日間において、感染症の症状がある。
- ・過去5日間において、同居する家族等に感染症の疑いのある人がいる。

3 マスク着用ルールの変更について

今般、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部より発表された「マスク着用の考え方の見直し等について」を受け、マスク着用に関するルールを次のとおり変更いたします。

- ・依頼講習の場合は、いずれの場合も主催者と“受講者のマスク着用の可否”を十分に協議のうえ、安全に講習またはセミナーを実施いたします。

なお、スタッフについては、当面の間、講習指導時にはマスク着用とします。

- ・以下の①～④のいずれかで支部が受講者のマスク着用を要望し、主催者から許可が得られた場合

①ペアを組んで接触を伴う実技を行う場合（ただし、水上安全法を除く）

②グループワークを行う場合

③感染の拡大、または受講者の年齢層などから、支部の判断でマスク着用が望ましいと判断した場合

④感染が大きく拡大し、政府からより強い感染対策が求められた場合